わごころケアセンター運営規程

（事業の目的）

第１条　この規定は、特定非営利活動法人わごころが開設するわごころケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び日常生活支援総合事業（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

２　指定地域密着型通所介護の事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

３　指定介護予防通所介護及び日常生活支援総合事業の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　わごころケアセンター

（２）所在地　　我孫子市柴崎台２丁目８番１０号（坂入ビル１階、２階）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）従業者

生活相談員　サービス提供時間数に応じて１名以上配置

利用申込にかかる調整、利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、地域密着型通所介護計画又は介護予防通所介護計画又は日常生活支援総合事業計画（以下「指定地域密着型通所介護計画等」という。）の作成、関係機関との連絡調整等、利用者に　対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

看護職員　単位ごとに、１名以上配置

利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上に介護や健康管理、保健衛生上の指導や看護、その他、必要な業務の提供にあたる。

介護職員　単位ごとに、サービス提供時間数に応じて１名以上配置

利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上に介護や健康管理、利用者の入浴、食事等の介助及び援助、その他、必要な業務の提供にあたる。

機能訓練指導員　営業日の単位ごとに１名以上の配置

日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　６時から２２時までとする。（６時～９時、１６時１５分～２２時までは延長自費対応）

（３）サービス提供時間　９時００分から１６時１５分までとする。

（指定通所介護等の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、１３名とする。

（指定通所介護等の提供方法、内容）

第７条　指定地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。

（１）身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護

（２）入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴介助

（３）食事に関すること

給食を希望される利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事介助

（４）機能訓練に関すること

体力や機能低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。

（５）アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、身体機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例）レクリエーション、音楽活動、創作活動、行事的活動、体操

（６）個別機能訓練に関すること

利用者が残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り，利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施する。

（７）認知症プログラムに関すること

利用者の認知症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施する。

（８）口腔機能向上訓練に関すること

利用者の嚥下や咀嚼に関する訓練を行い、利用者が自立して安全に食事が出来る機能の維持・向上を目的として実施する

（９）送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護等従業者が添乗し必要な介護を行う。

(10) 健康管理に関すること

健康管理を必要とする利用者に対し保健衛生上の指導や看護を提供する。

(11) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

（指定居宅介護支援事業者との連携等）

第８条　指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

２　利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに綿密な連携に努める。

３　正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

（地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護計画及び日常生活支援総合事業の作成等）

第９条　指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護及び日常生活支援総合事業計画（以下「地域密着型通所介護計画等」という。）を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その計画に沿った地域密着型通所介護計画等を作成する。

２　地域密着型通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画書の内容を説明し、同意を得る。

３　利用者に対し、地域密着型通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。

（指定地域密着型通所介護等の提供記録の記載）

第１０条　地域密着型通所介護等従業者は、指定地域密着型通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第４１条第６項または法第５３条第４項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

（指定地域密着型通所介護等の利用料等及び支払方法）

第１１条　指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。また、日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費用基準額（法第１１５条の４５の３第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき指定を受ける市町村が算定した費用の額をいう。以下同じ。）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料から第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

２　通常を要する時間を超える利用料は、３０分あたり５００円とする。

３　第１２条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は、不要とする。

４　食事の提供に要する費用として、朝食５００円、昼食７００円（おやつ代含む）夕食７００円とする。

但し、市民税非課税の方もしくは生活保護の方については、朝食５００円、昼食５００円（おやつ代含む）夕食５００円とする。

５　おむつ代は、１枚１００円とする。

６　教養娯楽費は月１００円とする。

７　写真代は１枚５０円とする。

８　日常生活に要する費用は実費とする。

９　第２項、第３項、第４項、第５項、第６項、第７項、第８項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で支払いに関する同意を得る。

10　指定地域密着型通所介護等の利用者は当センターの定める期日に別途契約書で指定する方法により納入する事とする。

（通常の事業の実施地域）

第１２条　通常の事業の実施地域は、我孫子市の区域とする。

（契約書の作成）

第１３条　通所介護等の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名捺印）を受ける事とする。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　地域密着型通所介護等従業者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　指定地域密着型通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第１５条　非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者　理事長

防災訓練　　年１回

避難訓練　　年１回

通報訓練　　年１回

（衛生管理及び従事者の健康管理等）

第１６条　地域密着型通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　地域密着型通所介護等従業者に対し感染症等に関する基礎知識の取得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１７条　従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。

（１）主治医の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

（２）気分が悪くなったら速やかに申し出る。
（３）体調不良時によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
（４）入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

（相談・苦情処理）
第１８条　指定地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、要望・苦情等に窓口を設置し、必要な措置を講じる。
２　前項の苦情等の内容について記録し、その完結の日から２年間保存する。
３　提供した指定地域密着型通所介護等に関し、市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
４　提供した指定地域密着型通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う
５　提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

（事故の発生時の対応）
第１９条　利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族　介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）
第２０条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（地域との連携等）
第２１条　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
２　当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
３　運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね６ヶ月に１回以上開催する。
４　事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

５　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（虐待防止に関する事項）

第２２条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第２３条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（業務継続計画の策定等）

第２４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第２５条　事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第２６条　従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後３か月以内

（２）継続研修　　年２回以上

２　この事業を行うため、ケース記録、利用者決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

３　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

５　事業所は、利用者等に対する地域密着型通所介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該地域密着型通所介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人わごころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規定は、平成２５年１２月１日から施行する。

改訂　　平成２６年１月１日（サービス提供時間、送迎交通費）

改訂　　平成２６年４月１日（食事代、写真代、洗濯代）

改訂　　平成２８年２月１日（サービス提供時間）

改訂　　平成２８年４月１日（地域密着型通所介護、日常生活総合支援事業、地域との連携）

訂正　　平成２６年６月４日（平成２６年４月１日付、洗濯代削除）

改訂　　平成２９年１０月５日（営業日１２月３０に変更、食事代変更）

改定　　平成３０年１２月１日（口腔機能向上訓練の記載）

改訂　　令和　６年１月１日（食事代変更、個人情報変更、虐待防止に関する事項、身体拘束等の禁止）
（業務継続計画の策定等、衛生管理等、その他運営に関する重要事項変更）

改訂　　令和　６年２月１日（サービス提供時間、延長自費対応）